

都道府県・指定都市 土地対策担当者 殿

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課

国土利用計画法の事後届出における一団の土地の契約について

平素より、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号。以下「法」という。）の適切な運用にご尽力いただきありがとうございます。

法第 23 条第 1 項の事後届出制度において、原則、一団の土地を取得するために複数の譲渡人に対して同一の譲受人（権利取得者）が別々の土地売買等の契約を締結した場合、契約ごとに土地売買等届出書（法第 23 条第 1 項の規定に基づく別記様式第 3（規則第 20 条関係）のこと。以下、「届出書」という。）を提出する運用を求めているところです。

ただし、譲受人である届出者の負担軽減や土地の利用目的の審査の趣旨に鑑み、譲受人が一団の土地を取得するために複数の譲渡人と別々の土地売買等の契約を締結した場合であって、都道府県又は指定都市が個々の事案を勘案し適切と認めるものについては、複数の別々の契約を一枚の届出書にまとめて提出しても差し支えないものとします。

今後、都道府県又は指定都市の各部局におかれましては、各種事務処理に当たり、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項にご留意いただくとともに、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件の運用に当たっては、各自治体が地域の実情を勘案したうえで運用の可否を判断し、十分な周知期間をもって対応をお願いします。

記

1. 届出書の提出期限について

複数の別々の契約を一枚の届出書にまとめて提出する場合であっても、法第 23 条第 1 項の規定に基づく「契約を締結した日から起算して 2 週間以内」の提出期限は、契約ごとに適用されます（最初の契約の締結日から 14 日以内に提出すること）。

2. 複数の契約の種類がある場合等について

一団の土地において、土地売買等の契約で、所有権、賃借権、信託受益権の売買等による複数の契約の種類がある場合、または、それらの契約等による複雑な権利関係を有する場合は、個々の事案を勘案して、契約ごとに届出書を提出する等、適切にご対応願います。

以上